



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長 廣瀬 靖夫
(コード: 7021 東証第 2 部)
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 松井 慎一
(TEL. 03-5561-6200)

株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 92 回定時株主総会に株式の併合（10 株を 1 株に併合）及び単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）に係る定款変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社では、本日、「定款一部変更に関するお知らせ」を公表いたしておりますので、あわせてご参照ください。

記

I. 株式併合

1. 株式併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、普通株式の併合（10 株を 1 株に併合）を行うものです。

2. 株式併合の内容

(1) 株式併合する株式の種類 普通株式

(2) 株式併合比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、10 株を 1 株に併合する。

(3) 減少株式数

[普通株式]

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

併合前の発行済株式総数	21,300,000 株
併合により減少する株式数	19,170,000 株
併合後の発行済株式総数	2,130,000 株

(注)「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合比率を乗じて算出した理論値です。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

平成 29 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数は 87,300,000 株から 8,520,000 株となります。

(5) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数は 10 分の 1 に減少しますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となります。

また、株式併合と同時に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにより、株式の売買単位は 10 分の 1 の 100 株となりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権や株式を売買する機会が失われることはございません。

3. 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

当社の株主構成[普通株式]

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

総株主数及び 発行済株式総数	総株主数 (割合)		発行済株式総数 (割合)	
全株主	2,177 名	(100.00%)	21,300,000 株	(100.00%)
10 株未満(1~9 株)	367 名	(16.86%)	672 株	(0.00%)
10 株以上	1,810 名	(83.14%)	21,299,328 株	(100.00%)

(注)本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を保有されている株主様 367 名（その所有株式の合計は 672 株）が株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有する株主様は、当社に対して、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きを利用いただくこともできますので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

5. 株主併合の条件

平成29年6月29日開催予定の当社第92回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記Ⅱ.の単元株式数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅱ. 単元株式数の変更

1. 単元株式数変更の理由

上記Ⅰ.に記載のとおり、東京証券取引所に上場する会社として、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

2. 単元株式数変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の条件

平成29年6月29日開催予定の当社第92回定時株主総会において、単元株式数変更に係る定款一部変更議案及び上記Ⅰ.の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅲ. 株式併合及び単元株式数変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

※株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位は平成29年9月27日以降、1,000株から100株に変更されます。

以 上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1 株式併合、単元株式変更とはどのようなことですか。

A. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更は、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今般、当社では 10 株を 1 株とする株式併合と単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1 売買単位あたりの価格）を 5 万円以上 50 万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を 100 株に変更しますと、現状の価格水準からみて、望ましい投資単位とならない可能性があることから、あわせて 10 株を 1 株に株式併合することを予定しております（株式併合実施後の 100 株は、併合実施前の 1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますが、単元株式数は 10 分の 1（1,000 株→100 株）となりますので、実質的には投資単位は併合前と変更ありません。）。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例③	1,234 株	1 個	123 株	1 個	0.4 株
例④	56 株	なし	5 株	なし	0.6 株
例⑤	7 株	なし	0 株	なし	0.7 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に、1 株あたりの純資産額は 10 倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の 10 倍となります。

Q 5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記 Q 3 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q 6 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主(上記Q 3の例②、③、④のような場合)は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

Q 7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会開催日 (株主総会の招集の決議)
平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 15 日	株式併合公告日
平成 29 年 9 月 26 日	現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	当社株式の売買単位が 100 株に変更 株式併合の効果が株価に反映
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電 話：0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9：00～17：00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上